

## 第8号

規則第21条第1項第8号 健康診断に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号では、法第23条の規定に基づき、放射線業務従事者に放射線障害が発生しているか否かを確認するため、健康診断の具体的な方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

8-1) 健康診断に関する責任者を規定すること。

解説)

健康管理部門の長や放射線管理部門の長等を健康診断の責任者とし、組織によっては更に上位の長(例えば、事業所長等)を責任者とするなど、事業所の組織実態に合った責任者を規定します。

健康診断は産業医等の医師が行うこととなりますが、受診の手続きやその流れについても下部規程等に規定しておくといでしょう。

8-2) 規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえ、健康診断を行う時期等を規定すること。

解説)

健康診断の実施時期については、「放射線業務従事者が管理区域に立ち入る前」、「管理区域に立ち入った後は1年を越えない期間ごと」等で規定します。規則第22条第1項第3号に定める事態(RIの摂取、皮膚汚染等)が生じたときの健康診断についても規定しておく方がよいでしょう。

なお、電離放射線障害防止規則第56条の健康診断頻度については、管理区域に立ち入った後は6月以内となっており、実態に合わせた頻度を予防規程に規定してもかまいません。

8-3) 規則第22条第1項第5号に規定されている問診(被ばく歴の有無等)及び第6号に規定されている検査又は検診の項目を規定すること。

解説)

法定どおりの検査又は検診を実施しているのであれば、規則第22条第1項第5号と第6号の項目をそのまま規定します。問診については、被ばくの有無の確認などの実施した記録を残します。医師の判断により検査・検診項目の一部を省略する場合には、医師の省略判断に係る書類やその規定がある方がよいでしょう。

なお、健康診断の一部を省略する場合においても、問診の省略はできない点に注意が必要です。

8-4) 健康診断の記録について、規則第22条第2項に規定する健康診断の結果の保存期間及び健康診断を受けた者に対し記録の写しの交付することを規定すること。

解説)

法定どおりの検査又は検診を実施しているのであれば、健康診断の記録は規則第 22 条第 2 項第 1 号の項目をそのまま規定します。記録の保存期間についても法令に定められた期間と整合性がとれるように規定します。

また、健康診断結果の写しの対象者への交付についても規定する必要があります。さらに、原則的に永久保存となる健康診断記録を一定期間保存後等、指定機関に引き渡す可能性がある場合は、その旨を規定しておくといでしょう。

なお、電子メール等により写しを電子ファイルで交付する場合には、当該方法により写しが閲覧ではなく交付により対象者の管理下に渡っていることを明確に予防規程に規定することが必要となります。

## 関連条文例

### 8) 健康診断に関すること

(産業医)

第〇〇条 産業医は、管理室長の立案を受け、第〇〇条に規定する健康診断を実施する。

(健康診断)

第〇〇条 管理室長は、第〇〇条第〇項により登録を申請した者に対して、産業医が所属する健康管理部門に依頼し、次の各号に定めるところにより、健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとすること。

イ 初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後は、6 月以内ごとに 1 回

(2) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とすること。

(3) 問診は、放射線被ばく歴の有無、被ばく歴を有する者については、作業の場所、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、この部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に実施すること。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

2 管理室長は、規則第 22 条第 1 項第 3 号により主任者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかにその放射線業務従事者について前項第 2 号から第 4 号に係る健康診断を行わなければならない。

3 産業医は、健康診断の結果について、その都度次の各号に定める事項を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を行った医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

- 4 管理室長は、第 3 項の健康診断の結果の記録を永久に保存するとともに、実施の都度その写しを、健康診断を受けた者に交付しなければならない。なお、健康診断の結果の記録は、受診者が事業所の従業者でなくなった場合又は当該記録を 5 年以上保管した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すことができる。